

多利用型統合的・海域管理計画（原案）の概要

1 はじめに

(1) 計画策定の背景

- ・ 知床の特徴は、流氷の影響を大きく受け、特異な生態系が見られるとともに、サケ類が河川に遡上し、海洋生態系と陸上生態系の相互関係が顕著なことである。
- ・ 知床は多くの海洋性及び陸上性の種にとって重要な地域であり、海ワシ類など多くの希少種やサケ類、トド等多種多様な海洋生物が生息している。
- ・ 知床周辺海域は、生物生産の豊かなところで、これまで長い間、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。
- ・ 世界自然遺産登録を契機として、海洋生態系の保全と、漁業や海洋レクリエーションなどの人間活動による適正な利用との両立を将来に亘って維持していくため、統合的な海域管理計画を策定することとした。

(2) 計画の目的と管理対象地域

遺産地域内海域（図1）における海洋生態系の保全と、持続的な水産資源利用による安定的な漁業の営みの両立を目的とする。



図1：管理対象地域（距岸3kmまで）

2 保護管理等の基本的な考え方

(1) 基本方針

- ・ 海洋環境や海洋生態系の保全及び漁業に関する法規制、並びに海洋レクリエーションに関する自主的ルール及び漁業に関する漁業者の自主的管理を基調とする。
- ・ 海洋生態系の保全の措置、主要な水産資源の維持の方策及びそれらのモニタリング手法並びに海洋レクリエーションのあり方を明らかにし、それらに基づき適切な管理を推進する。

(2) 知床の海洋生態系の概要と保護管理等の考え方

（遺産地域の生態系）

- ・ 北半球最南端の流水域であり、寒流と暖流とオホーツク海の中冷水によって、複雑な海洋環境を呈し、多様な海洋生物が定住あるいは来遊している。
- ・ 知床では他の流水域よりも早く流氷が溶ける春の初期、プランクトンの大増殖が起きる。この知床周辺海域には、図2の食物網にあるような多様な魚類などの海洋動物が生息している。
- ・ 遺産地域には大量のサケ類が産卵回帰する。河川遡上するサケ類は、ヒグマやシマフクロウ等の重要な餌資源となっており、陸域生態系の生物多様性と物質輸送に貢献している。また、サケ類は、地域の水産資源として重要で人工ふ化放流事業も行われている。
- ・ なお、知床周辺海域では、海洋生物と共存する形で漁業活動が営まれてきた。

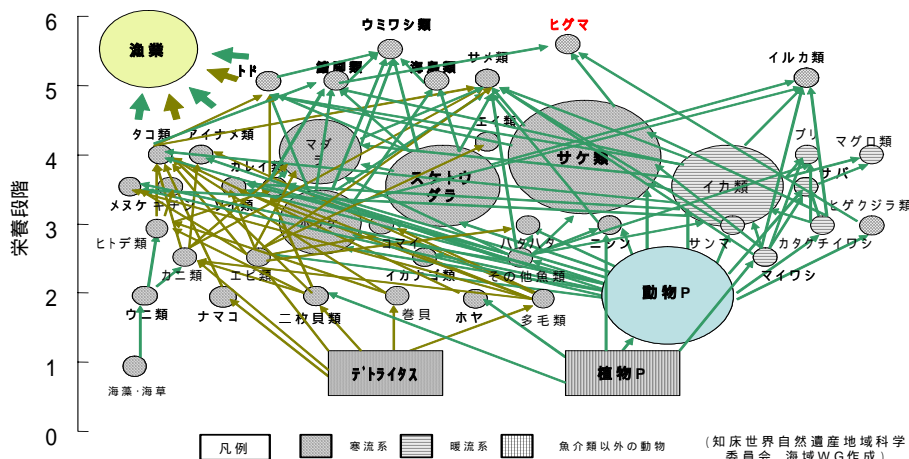


図2：食物網図

(知床海洋生態系の順応的管理)

知床の海洋生態系は多種多様な生物により構成されており、こうした複雑で将来予測が不確実な生態系については、順応的管理の考え方に基づいて管理を行う必要がある。

知床の生態系について順応的管理を行うため、生態系に大きな影響力を持つ種であるキーストン種や高次捕食者、生物多様性の視点からの希少種などの中から、知床の海洋生態系を特徴付けるものを指標種として位置付け、継続的な保護管理等を実施していく。

(3) 各種構成要素の保護管理等の考え方

ア 海洋環境と低次生産

順応的管理に基づく海洋生態系の保全と持続的漁業との両立を図るため、知床半島周辺海域の海洋環境や海洋構造の把握、指標種などの動態把握のための調査研究やモニタリング調査を行い、その動向を的確に把握する必要がある。

イ 沿岸環境

(ア) 海洋汚染

- ・ 知床周辺海域に排水する工場・事業場や船舶などは、関係法令により有害物質等の排出が厳しく規制されており、良好な水質環境が維持されている。
- ・ しかしながら、突発的な油流出があった場合には、沿岸生態系に深刻な影響をもたらす恐れがあり、貴重な生態系保全等のため迅速かつ的確に措置を講ずる必要があるため、国や道・町など関係機関が協力して具体的な油防除対策を検討する必要がある。

(イ) 自然景観

遺産地域の海岸及び海域は、自然公園法に基づく知床国立公園に指定され、風致景観及び生物多様性保全のために一定の行為が規制されており、今後とも同法に基づき、優れた自然の風景地及び生物多様性の保全に努める。

(ウ) 漂流・漂着ゴミ

漂流・漂着ゴミによる海岸機能の低下や環境・景観の悪化、船舶の安全航行の確保や漁業への被害などが近年深刻化しているため、海洋生態系への悪影響の軽減と沿岸環境の保全のための情報を発信するとともに、清掃作業を定期的実施するよう努める。

ウ 魚介類

- ・ 知床周辺海域に出現する魚類は 26 目 74 科 223 種に及び、遺産地域内海域では、150 種が確認され、サケ類、スケトウダラ、ホッケ、ソイ類、タラ類、カレイ類、頭足類などが多数生息している。
- ・ 主要な水産資源については、これまでも調査等により資源動向の把握が行われ、漁業関係法令や漁業者・漁業団体の自主的な取組みにより、資源の管理・利用に関する規制や資源の増殖などが行われており、資源の状況と漁獲のバランスを保ち、持続的な利用が可能となるよう多大な努力が払われてきた。
- ・ キーストン種であり漁獲量も多く、海と陸の生態系を繋ぐ特徴的な種でもあるサケ類とスケトウダラを指標種として位置付ける。
- ・ 知床周辺海域のモニタリングや各種調査、情報収集に努め、漁業者・漁業団体による自主的な取組を踏まえながら、関係法令に基づいて、サケ類やスケトウダラの適切な資源管理と持続的な利用を推進する。

エ 海棲哺乳類

- ・ 知床周辺海域では 2 目 9 科 22 属 28 種の海棲哺乳類が確認されており、主な海棲哺乳類としては鯨類、イルカ類、トド、アザラシ類などが挙げられる。
- ・ トドは食物網の高次捕食者であり、また、国際的に個体数が減少していると評価されており、IUCN及び環境省のレッドリストに記載されている。
- ・ 一方、知床周辺海域では、来遊するトドによる漁業被害が生じている。
- ・ これらのことから、トドを指標種として位置付け、生態や来遊頭数等に関する調査・研究等に基づき、漁業法等による採捕制限のもとで、管理を行う。
- ・ アザラシ類は食物網の中で高い位置を占めていること、また、アザラシ類の北海道への来遊個体数の増加に伴い、漁獲物の捕食などの漁業被害が増加するとともに、漁網によるアザラシ類の混獲も存在することから、アザラシ類を指標種と位置付け、来遊状況や漁業被害状況の調査をすすめ、鳥獣保護法に基づく管理を行う。

オ 海鳥・海ワシ類

- ・ 知床半島及びその周辺海域には 18 目 50 科 264 種の鳥類が確認され、うち 3 割余りの種が海域を利用している。
- ・ IUCN 及び環境省のレッドリストに記載されている種は、ミゾゴイ、タンチョウ、シマフクロウ、トモエガモ、オオワシ、ノジコ、オジロワシの 7 種である。
- ・ ケイマフリは環境省のレッドリストに記載されており、繁殖個体数が減少傾向にあることから、慎重にモニタリングを行う必要があるため、指標種として位置付ける。
- ・ オオセグロカモメ・ウミウについては、遺産地域沿岸部で多数繁殖している主要な海鳥類であることから指標種として位置付ける。
- ・ これら海鳥類については、今後とも各種調査や情報の収集を行い、鳥獣保護法に基づく適切な保護管理を行う。
- ・ オオワシ、オジロワシは知床の海洋生態系における高次捕食者である。また、希少種保護の観点から慎重にモニタリングする必要があり指標種として位置付け、種の保存法に基づく保護増殖事業計画に沿って、生息実態調査や渡りルートの把握などを行う等、厳格な保護管理を行う。

カ その他（海洋レクリエーション）

- ・ 近年、知床周辺海域では、従来の観光・レジャー目的の船舶利用や、釣り等に加え、シーカヤックや水上バイク、スキューバダイビングといった形態のレクリエーションも広まりつつあり、観光面での地域への経済効果や、文化・教育面でも活用されている。
- ・ 一方、無秩序なレクリエーション利用による漁業操業への支障や生物資源への影響などが懸念されていることから、海鳥等に悪影響を与えないよう、また漁業に支障が生じないよう、今後も利用状況を把握しながら、関係機関が利用ルールにより対応するとともに、その普及啓発に努める。

3 保護管理措置等

(1) 海洋環境と低次生産

- ・ 人工衛星や調査船などにより調査を行い、その結果によりプランクトンの生産力の推移を求め、魚類など、より高次の生態系構成種を支える餌資源としての動態や、生態系の生物多様性への影響などを明らかにする。
- ・ 調査研究を推進するに当たっては、地元関係者が連携・協力し、観測体制や情報交換などの充実を図る。
- ・ これら調査研究等の成果に基づき、海洋環境の変動を捉えるとともに、海洋生態系の変化の予測に努め、その結果を海洋生態系の保全及び持続的漁業の営みのために活用する。

(2) 沿岸環境

ア 海洋汚染

- ・ 海洋汚染については、各種法制度に基づき海洋汚染の防止措置を講ずるとともに、万一事故が発生した場合には関係機関が協力して、迅速かつ的確に流出油を回収・除去し、海洋生態系の保全に努める。

イ 自然景観

- ・ 遺産地域の海岸は、自然公園法に基づき風致景観保護のために一定の行為を規制しており、利用者の指導や違反行為の取締りを行う。

ウ 漂流・漂着ゴミ

- ・ 現状把握に努めるとともに、関係機関の連携・協力のもと、定期的に清掃を行う。

(3) 指標種

次の指標種を対象として、モニタリングを行いつつ、順応的管理の考え方に基づいた継続的な保護管理等を実施していく。

ア サケ類

- ・ 河川工作物による遡上障害を実行可能な範囲で回避する。
- ・ 採捕の禁止措置や人工ふ化放流事業により、今後とも、サケ類の適切な資源の管理と持続的な利用を推進するとともに、回遊・遡上・産卵に関する生物モニタリングなどを行う。

イ スケトウダラ

- ・ 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づく採捕量の上限（TAC）の設定や、操業の自粛、刺し網の網目制限などの自主的な管理が行われており、今後とも、関係法令や漁業者・漁業団体等の自主的な取組みにより、適切な管理と持続的な利用を推進する。
- ・ 根室海峡におけるロシアトロール船については、今後とも可能な限りロシアの資源管理等に関する情報収集等を行っていくとともに、海洋生態系保全等に関する情報交換や必要な働きかけを行っていく。

ウ トド

- ・ トドについては、来遊頭数の調査・研究及び漁業被害状況の把握がなされており、これに加え、混獲数を随時把握できる体制の整備に努め、科学的知見に基づいた順応的管理を推進し、漁業被害の軽減と個体群維持に努める。

エ アザラシ類

- ・ 鳥獣保護法に基づく捕獲許可については、捕獲許可審査基準において、生息数の維持と漁業被害の防止のため、必要最小限の期間、人員、頭数を定めている。
- ・ 遺産地域内海域の生息実態を長期的にモニタリングし、アザラシ類の来遊個体数を把握するとともに、漁業被害調査を実施し、その適正な保護管理を推進する。

オ ケイマフリ・オオセグロカモメ・ウミウ

- ・ これらの海鳥類については、捕獲を原則禁止しており、今後とも法律に基づき適切な保護管理を推進する。
- ・ 生息状況等各種調査の実施や情報の収集を行い、適切な保護管理を推進する。

カ オオワシ・オジロワシ

- ・ オオワシ・オジロワシは天然記念物に指定され、捕獲や殺傷、譲渡が禁止されている。
- ・ さらに、種の保存法に基づき保護増殖事業計画を策定しており、モニタリング、傷病個体の救護等の各種保護増殖事業を実施する。
- ・ なお、オオワシ、オジロワシの鉛中毒を防止するため、北海道内でのエゾシカ猟における鉛弾の使用禁止を徹底する。

(4) その他の構成要素（海洋レクリエーション）

- ・ 遊漁船や観光遊覧船の運航にあたっては、海鳥・海棲哺乳類や漁業活動等への影響が出ない航路を遵守するよう引き続き求めていく。また、動力船やシーカヤックによる利用にあっても、これらへの悪影響が生じないように一定の利用の心得の下で行うよう、今後とも関係機関等と協力・連携し指導を徹底する。
- ・ 動力船による知床岬の陸域への上陸禁止の指導を徹底・強化する。

4 管理体制と運用

(1) 計画の推進管理

- ・ 環境省や北海道をはじめとする関係行政機関、漁業協同組合などの関係団体及び試験研究機関等が、相互の密接な連携協力のもと、それぞれが取り組んでいる遺産地域の海洋生態系の保全や安定的な漁業の営みなどに係る保護管理措置等を推進していくとともに、それらに係る人材の育成を図っていく。
- ・ 各種措置の結果など計画の進捗状況については、情報の公開と共有化を図る。
- ・ 本計画の適切な推進のため必要に応じ知床世界遺産地域科学委員会から助言を得る。

(2) 計画期間

本計画の期間は平成24年度までとし、その後、概ね5年ごとに見直しを行い、必要に応じ変更を行う。